

第10回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 1月8日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 藤城安男
 - 2番 鈴木昭雄
 - 3番 注連野千佳代
 - 4番 長島正人
 - 5番 柴寄正博
 - 6番 倉田一夫
 - 7番 吉田悟
 - 8番 山田一宏
 - 9番 浦野和幸
 - 10番 切替絵美
 - 11番 高橋広幸
 - 12番 石渡正明
 - 13番 石川和利
 - 15番 笹生篤
 - 16番 泉類岩男
- 5 欠席委員
 - 14番 渡邊美代子
- 6 出席事務局職員 4名
 - 平野事務局長
 - 石井副主幹
 - 鈴木主査
 - 尾崎主事
- 7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8 報告事項
 - (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和8年1月8日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第10回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、15名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。

14番渡邊美代子委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

11番高橋広幸委員、12番石渡正明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人が所有する農地を贈与により取得しようとする案件です。

なお、譲受人と譲渡人は、〇〇〇になるとのことです。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、既に譲受人により、みかんの樹が植えられていて実をつけていました。

なお、隣接地の地権者から、通行して良いとの承諾を受けているとのことです。

総会資料 2 ページから 8 ページに、許可申請書、営農計画書及び土地利用計画図を添付しております。

譲渡人においては、〇〇〇であり、農地の管理ができないことから、譲りたいとのこと。

譲受人については、自宅から近く、耕作上便利であり、以前からみかんを栽培していることから、取得したいとのこと。

なお、取得後は、みかんの他に、じゃがいもも作付けしたいとのこと。

農地法第 3 条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、トラクター、農用車、草刈り機を所有しており、田については、耕起以外の作業は、〇〇〇に委託しているとのこと。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の 150 日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料 6 ページに記載されております。

総会資料 9 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

16 番泉類岩男委員。

○16 番（泉類岩男君） 16 番泉類です。

12 月 17 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

先ほど、事務局から説明がありましたが、通行については隣接地権者の了承を受けているとのことであり、申請地にはみかんの樹が植えられていて実をつけていました。

特に問題ないと思われま。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） 議案第1号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号2について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号2について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人が所有する農地を売買により取得しようとする案件です。

総会資料10ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕うんされておりました。

申請地はこれまで譲受人が耕作していたとのことでした。

総会資料11ページから16ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、高齢となり通作、管理できないとのことから譲りたいとのことでした。

譲受人については、自宅から近く耕作上便利であることから取得したいとのことでした。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、トラクター、田植機、農用車を所有しております。

なお、田については、〇〇〇に委託しているとのことですが。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、本日追加で配布いたしました総会資料議案第1号の2の資料にてご確認ください。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

16番泉類岩男委員。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

12月17日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は田で耕うんされていました。

これまで、譲受人が耕作を依頼されていた農地とのことで、特に問題はないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号3について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号3について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人が所有する農地を贈与により取得しようとする案件です。

なお、譲受人は、〇〇〇に当たります。

総会資料18ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は1筆の農地を田と畑に分けて耕作されておりました。

東側は水田として耕作されており、西側の農地については、ビニールハウスが設置されており、草刈等して管理されていました。

申請地はこれまで〇〇〇が利用権設定しておりましたが、〇〇〇で利用期限が終了しています。

総会資料19ページから25ページに許可申請書、営農計画書及び土地利用計画図を、26ページに〇〇〇から交付された農業従事・農業経営に関する農地台帳記録事項証明書を添付しております。

譲渡人においては、農業をしていないことから、農業をしている譲受人に譲りたいとのことです。

譲受人については、耕作していた農地であることから申し出を受けるとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具についても問題ないと思われまます。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料23ページに記載されております。

総会資料 27 ページから 28 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

16 番泉類岩男委員。

○16 番（泉類岩男君） 16 番泉類です。

12 月 17 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は田と畑に分かれていて、田は耕うんされていまして。

畑については、ビニールハウスが建てられており、草刈等して管理されていまして。

事務局からの説明にもありましたが、申請地を耕作していたことがあるとのことで、特に問題はないと思われまして。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○議長（注連野千佳代君） 3 番注連野です。

田についても譲受人が耕作するのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

譲受人が耕作するとのことです。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 1 号整理番号 3 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号3については、許可と決定します。

次に議案第1号整理番号4について議題とします。

議案第1号整理番号4について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号4について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人が所有する農地を贈与により取得しようとする案件です。

譲受人と譲渡人は親戚になるということです。

総会資料29ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は畑で露地野菜が作付けされておりました。

譲受人が両親と一緒に既に耕作しているということです。

総会資料30ページから35ページに、許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、高齢のため耕作できないことから譲りたいということです。

譲受人については、両親の実家に近く耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、トラクター、耕うん機、田植機、農用車を所有しており、田については、刈り取り、乾燥、糶摺りを〇〇〇に委託しているということです。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料34ページに記載されております。

総会資料36ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

1 3 番石川和利委員。

○1 3 番（石川和利君） 1 3 番石川です。

1 2 月 1 7 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、露地野菜が作付けされており、低い電気柵が張られていました。

特に問題ないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○議長（注連野千佳代君） 3 番注連野です。

譲受人は〇〇〇在住とのことですが、〇〇〇で耕作をされているのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

〇〇〇に所有している農地はありませんが、実家が〇〇〇にあり、実家の農地を手伝っているとのこと。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 1 号整理番号 4 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第 1 号整理番号 4 については、許可と決定します。

◎報告事項 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長

専決にて処理した案件について報告いたします。

議案2ページ、3ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和7年11月1日から11月30日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は6件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

都市計画法上の生産緑地に指定された土地で農業をできる方のあっせんについて、都市計画法担当部局より依頼がありました。

依頼のあった内容についてご説明します。

生産緑地制度の概要ですが、資料1ページをご確認ください。

生産緑地地区は市街化区域内にある農地で、農林漁業と調和した都市環境の保全等を目的として、農業の継続が可能と認められるものについて指定しています。

生産緑地に指定された土地及び所有者には次のような規制や優遇措置があります。

1. 農地等として管理することが義務づけられ、農地以外には利用できなくなります。
2. 一定の農業用施設等を除き、建築物などの新築、増改築などの行為は許可されません。
3. 税制上の優遇措置が受けられます。

指定された土地は、30年間、農地などとして管理することが義務付けられ、農地以外には利用できなくなるという、厳しい規制がかけられますが、救済措置として、30年経過した時や、農業の主たる従事者が死亡したときに、その農地の買取り申出をすることができるというものです。

この度、〇〇〇の農地について、農業の主たる従事者が死亡したので買取りの申出がありました。生産緑地法において、市や県が買取りをしない場合、他の農業希望者にあっせんを行うこととなっていることから、当委員会に斡旋の依頼がありました。

具体的な場所等について、資料4ページ以降に記載しております。

本農地で農業をしたい方のお心当たりがある方がいらっしゃれば、あっせんをお願いいたします。

あっせんが不調ということになりますと、生産緑地としての規制が無くなり、建築物等の建築が可能となります。

生産緑地担当部局への報告期限が1月26日までとなっているため、期間が大変短く、難しいと考えますが、もし希望者がいれば、1月23日までに事務局までご連絡お願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局他に何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これもちまして、第10回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和8年1月8日午後2時30分 閉会